

スキー場及びゴルフ場に関する主な通知通達の概要

番号	年月日	通知名	通知発出者	概要
1	S48.12.18	自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令並びに自然公園法施行規則の一部を改正する総理府令の施行について	環境庁自然保護局長	<p>自然公園法及び自然環境保全法の一部改正に伴い、自然公園法施行規則の一部を改正したもの。</p> <p>環境庁長官の権限を整理し、特別地域においてゴルフコースの用に供するために使う土地の形状の変化についての許可については環境庁長官が行うこととするが、土地形状の変更面積が1000平方メートル以下の土地は都道府県知事に委任。</p> <p>公園事業となる施設からゴルフ場を削除。これによりゴルフ場は公園事業として設置できないことになった。</p>
2	S49.6.7	自然公園等内におけるスキーに伴う「塩まき行為」について	環境庁自然保護局 企画調整課長	<p>雪解け後の高山植物群落等の枯死を防ぐため、スキー適地に「塩まき」行為を行わないよう要望。</p>
3	S55.1.22	国立公園又は国定公園の公園計画再検討実務要領について	環境庁自然保護局 計画課長	<p>国立公園の公園計画再検討に伴う通知。</p> <p>特別地域の乗入れ規制地域に、ゴルフ場等のスポーツ・レジャー施設を含まないよう配慮することとする。スキー場については敷地内の自然環境や車馬の使用などの実態から乗入れ規制地域に含める必要性の有無を個別に判断することとする。</p>
4	H2.6.1	国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について	環境庁自然保護局長	<p>普通地域における大規模なゴルフ場建設計画の増加に対し、造成計画を容認する際の指針として各都道府県知事に宛てた通知。内容は以下のとおり。</p> <p>計画対象地の選定に当たっては極力自然樹林地を避け、自然樹林地を含む場合でも敷地面積の70%を超えないこと。</p> <p>現地形に順応したコース設計とする等土地形状の変更を必要最小限とし土地形状の変更をする場合でも敷地面積の50%を超えないこと。</p> <p>敷地内の自然樹林地を極力保全し、コースに使用する芝は極力日本芝を使用すること、野鳥、昆虫、水生生物等の生育環境の保全・創出、水質、水源の保全について必要な措置が講じられること。</p> <p>原則樹林地の面積は自然樹林地を中心として敷地面積の60%以上とし、かつ、造成前の樹林地面積の70%以上とすること。</p> <p>事前の自然環境調査を義務づけ、その結果を計画に反映させるとともに、ゴルフ場の造成中及び供用開始後を通じて、自然環境に及ぼす影響を監視し、その結果を自然環境の保全に反映させること。</p>

番号	年月日	通知名	通知発出者	概要
5	H2.6.1	国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針の運用について	環境庁自然保護局 保護管理課長	上記の局長通知の運用にあたっての留意事項を定めたもの。 当該指導指針は平成2年7月1日以降、自然公園法に基づく届出を受理するものを対象とするが、既に都道府県の条例や要領に基づいて事前協議が終了しているなど相当段階の指導が行われているときはその限りではないこととする。 造成後の樹林地について将来にわたってその保存の措置が担保されるようにゴルフ場事業者と協定を締結する等必要な措置を講じることとする。 当該指導指針の語句の定義と細部解釈を定める。 敷地の一部が普通地域にかかる場合は普通地域内の部分について当該指針を適用することとする。
6	H3.6.7	国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて	環境庁自然保護局長	国立公園におけるスキー場事業に関して、以下のとおり留意事項を定めたもの。 必要に応じ、環境影響評価を行い、適切な対策を講じること。 区域の選定に関して「国立公園の公園計画作成要領」に基づく留意事項の徹底を定め、また既に事業の執行が行われている場合は、風致景観上の支障がない範囲内でその適用を免ずることができることを定める。 その事業区域内の70%以上を保存緑地とする。 施設の設置について意匠を配慮。 地形変更の最小限化、人工降雪機使用の制限に係る取扱を定める。
7	H3.6.7	国立公園におけるスキー場事業執行取扱要領の作成について	環境庁自然保護局 国立公園課長	「国立公園におけるスキー場事業の取扱い」に基づき、事業執行の細目取扱いに関する取扱要領を定めることとし、作成方法を定めたもの。取扱要領には、以下の項目が含まれている。 基本方針 スキー場事業区域 保存緑地率 コース、ゲレンデ、スキーリフト、建築物、標識等各種施設の位置や規模等
8	H5.10.1	都市公園法施行令の一部を改正する政令及び都市公園法施行規則の一部を改正する省令の制定について	建設省都市局長通知	都市公園法施行令の一部改正に伴い、国立・国定公園等における都市公園に設けられる都市公園施設について、公園計画との調整を図る等の観点から建設省と調整したもの。 都市公園法施行令に定めるゴルフ場やスキー場等は、国立・国定公園特別地域内において設置されないこととする。 ゴルフ場、スキー場は原生自然環境保全地域、自然環境保全地域特別地区、都道府県自然環境保全地域特別地域、鳥獣保護区特別保護地区等の保護区内に設置されないこととする。